



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

- 告示
 - 1095 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (NPO協働推進課)
 - 1096 道路の区域変更 (道路保全課)
 - 1097 新道路の供用開始等 (")
 - 1098 道路の区域変更 (")
 - 1099 新道路の供用開始等 (")
- 公告
 - 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課)
- 正誤
 - 平成19年7月3日付け和歌山県報第1872号和歌山県告示第867号中
 - 平成19年7月3日付け和歌山県報第1872号和歌山県告示第869号中
 - 平成19年8月28日付け和歌山県報第1888号和歌山県告示第1055号中

告 示

和歌山県告示第1095号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成19年10月30日まで縦覧に供する。

平成19年9月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 申請年月日
平成19年8月30日
- 2 名称
特定非営利活動法人春の陽
- 3 代表者の氏名
水口弘信
- 4 主たる事務所の所在地
橋本市岸上529番地の12
- 5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障害者、病弱者に対して、介護保険法に基づく介護サービス等に関する福祉事業を行い、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1096号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成19年9月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 市鹿野鮎川線

区 間	新旧の別	敷地の幅員		延長	備考
		メートル	メートル		
田辺市深谷字本谷387番地先から同市深谷字本谷398番1地先まで	旧	4.60 }	56.30	1,620.00	
同上	旧	11.00 }	32.50	960.00	
同上	新	11.00 }	32.50	960.00	

和歌山県告示第1097号

平成19年和歌山県告示第1096号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成19年9月11日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成19年9月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第1098号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成19年9月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 引尾下津線

区 間	新旧の別	敷地の幅員		延長	備考
		メートル	メートル		

海南市下津町大窪 5番地先から同市 下津町市坪1343番 8地先まで	旧	5.30 } 9.66	452.50	
同上	新	5.60 } 12.35	440.50	

ページ	段	誤	正
3	左	2950	2948

和歌山県告示第1099号

平成19年和歌山県告示第1098号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成19年9月16日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成19年9月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

公 告

都市計画の図書の写しの縦覧公告

太地町から、都市計画の決定の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成19年9月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
太地都市計画市場（1号太地町地方卸売市場）
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

正 誤

正 誤

平成19年7月3日付け和歌山県報第1872号和歌山県告示第867号中

ページ	段	行目	誤	正
3	左	上から7	大字高畑字上浦	高畑字上浦

正 誤

平成19年7月3日付け和歌山県報第1872号和歌山県告示第869号中

ページ	段	行目	誤	正
3	右	上から16及び17	モチノ木	字モチノ木

正 誤

平成19年8月28日付け和歌山県報第1888号和歌山県告示第1055号中